

市バス路線・ダイヤのPR媒体等デザイン・製作業務仕様書

1 業務の概要

市バス路線・ダイヤに係るPR媒体の製作

2 業務の内容

受注者は、市バス路線・ダイヤの効果的な訴求に向けて、発注者が提供する資料、データを基に、デザインを製作すること。

なお、各PR媒体については、取組項目ごとにデザインイメージが統一されたものとなるように留意すること。

製作物の詳細は以下のとおりとする。

(1) B2ポスター 150枚

用紙重量はコート紙135kg又は同等の品質があるものとする。

(2) B3ポスター 1,500枚

用紙重量はコート紙110kg又は同等の品質があるものとする。

(3) リーフレット 20,000枚

サイズはA4版、6ページ（巻き三つ折り）とし、用紙重量はコート紙90kg又は同等の品質があるものとする。

なお、左上部分に穴をあけ、納入すること。

(4) デジタルサイネージ **5駅 (4種類)**

サイネージの規格等については以下のとおりとする。

媒体名	ホームビジョン56・コトチカビジョン	よんからクロス(四条駅DS)	京都駅J・ADビジョン	北大路駅DS	みやこAD	みやこAD二条
設置場所	ホームビジョン56:京都駅ホーム	四条駅 北改札外 阪急連絡階段下	京都駅 中2改札外	北大路駅 南改札外	京都市役所前駅 改札外	二条駅 改札外
	コトチカビジョン京都:京都駅コトチカ広場				北大路駅 改札内	
	コトチカビジョン四条:四条駅北改札外				京都駅 南改札外	
サイズ(pixel)	H1920×W1080	H1080×W1280	H1920×W1080	H1920×W1080	H1080×W1920	H1600×W960
表示時間			15秒			
解像度			80~100dpi			
静止カラー			RGB			
画保存形式		JPEG形式(変換時「最高」「高」の品質にて保存)				
画像容量		1MB程度				
留意事項		元の写真データは300dpi程度のものを使用				

(5) バナー 1種類

京都市交通局ホームページに掲出するバナーを製作する。

データの規格については、縦70px×横200pxとする。

3 広告の掲載

受託者は、B3ポスターの製作に当たり、広告を掲出することで、製作費の縮減を図ることができる。

なお、広告はポスター下部を使用して縦80mm×横515mmまでとし、京都市交通局広告掲載審査基準に適するものとする。

※ 対象は、本仕様書2(2)とする。

4 校正作業

受注者は、デザインの製作に当たり、発注者が了承するまで、繰り返し校正作業を行うこと。

なお、色校正についても同様とする。

5 著作権

本仕様書に基づき製作した成果物の著作権、版権等の諸権利は発注者に帰属するものとする。

6 納入場所及び納入期日

納入場所及び納入期日については、以下のとおりとする。

なお、デジタルサイネージ及びバナー（本仕様書2(4)及び(5)）以外については納入と同時に、JPEG及びaiデータファイルの形式で、事前に最新のパターンファイルを用いたソフトウェアによりコンピューターウィルスの感染がないことを確認したうえで、データを納入すること。

(1) B2ポスター

納入場所：京都市交通局自動車部運輸課

納入期日：令和8年2月27日（金）まで

(2) B3ポスター

納入場所：1,400枚を京都市交通局営業推進課広告係に

100枚を京都市交通局自動車部運輸課に、それぞれ納入すること

納入期日：令和8年2月27日（金）まで

(3) リーフレット

納入場所：京都市交通局自動車部運輸課及び市バス営業所（9箇所）に発注者が別途指示する部数をそれぞれ納入すること。

納入期日：令和8年2月27日（金）まで

(4) デジタルサイネージ

納入方法：JPEGデータで発注者が指定する方法にて、納入すること。

納入期日：令和8年2月27日（金）まで

(5) バナー

納入方法：JPEG データで発注者が指定する方法にて、納入すること。

納入期日：令和8年2月27日（金）まで

7 不良品発生時の対応

納品物に不良品の存在が確認された場合は、可及的速やかに良品を納入しなければならない。

8 遵守事項

- (1) 受注者は業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の規約規定その他の諸法規を遵守するとともに、発注者と十分連絡を取り合い、必要な指示及び承認を得なければならない。
- (2) 受注者は契約期間終了後においても、業務上得た資料や情報、知識等を第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受注者は、発注者の文書による承認を得ることなく、その権利を第三者に譲渡したり、業務の処理を第三者に委託してはならない。

9 その他

受注者は、本仕様書に記載のないもの及び本仕様書の記載内容について、疑義又は変更の必要が生じた場合は、そのつど発注者と協議し、その指示を受けるものとする。